

交通安全情報

令和2年6月
警視庁交通部

道路交通法一部改正



妨害運転罪創設!!!

令和2年
6月30日
施行

あおり運転は**犯罪**です

あおり運転をした場合 → 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両などの通行を妨害する目的で**一定の違反(下記参照)行為**であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

あおり運転のせいで危険が生じた場合 → 妨害運転(著しい交通の危険)

あおり運転をして、高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

一定の違反行為

- ※通行区分違反
- ※急ブレーキ禁止違反
- ※車間距離不保持違反
- ※進路変更禁止違反
- ※警音器使用制限違反
- ※減光等義務違反
- ※安全運転義務違反
- ※追越し違反
- ※高速自動車国道等駐停車違反
- ※最低速度違反(高速自動車国道)

	妨害運転(交通の危険のおそれ) (あおり運転をした場合)	妨害運転(著しい交通の危険) (あおり運転のせいで危険が生じた場合)
罰則	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
違反点数	免許取消し(25点) 欠格期間2年間	免許取消し(35点) 欠格期間3年間

※前歴や累積点簿がある場合には欠格期間最大5年 ※前歴や累積点簿がある場合には欠格期間最大10年



- ・あおり運転を受けたときは、安全な場所に避難して車外に出ずに110番をしてください。
- ・万が一に備えてドライブレコーダーの設置も検討してください。

あおり運転よりゆとり運転



ももいろクローバーZと
一緒に学ぶ交通安全動画

